

# 中古艇保証書

## 1. 保証の内容

- (1) この保証は、表記のお客様に対して、トヨタ自動車株式会社（以下トヨタといいます）の標準装備で搭載した、エンジン、ドライブ（マリンギア）、操船装置および、今回の中古艇販売時に施工した装備品について不具合が生じた場合に、本保証書に示す期間と条件に従って、これを無償修理すること（以下、この無償修理を保証修理といいます）をお約束するものです。
- (2) 保証修理は、部品の交換あるいは補修により行います。  
なお、この際に取り外した不具合部品はトヨタの所有になります。
- (3) 次に示す部品は、この保証書とは別に定めた部品メーカーの保証基準に従って保証されますのでトヨタマリン営業所にご相談ください。  
① バッテリー ② 本書とは別に保証書が発行されている部品

## 2. 保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は、トヨタマリン営業所へ本保証書および定期点検整備記録簿をご提示のうえ保証修理をお申し付けください。  
本保証書および定期点検整備記録簿を提示されない場合は、保証修理をお受けいたしかねます。

## 3. 保証期間

保証修理を受けられる期間（以下、保証期間といいます）は、お客様引渡日より3か月以内もしくは使用時間（アワーメーター）が、引渡時より50時間以内のいずれかが先に到達したときまでとします。

## 4. 保証金額

この保証書による保証修理金額は、販売価格の10%以内といたします。

## 5. 保証しない事項

- (1) 船体各部の次の現象  
消耗部品・油脂類の消耗・劣化等。内外装飾品、樹脂部品、ゲルコート、塗装面、メッキ面等の自然退色およびひび割れ、傷、錆びならびにこれらに類する劣化等
- (2) ボートの機能に影響がないことが一般に認められている現象  
（音、振動、オイルのにじみ、操作フィーリングなど）
- (3) 外的要因による次のような不具合  
① 酸性雨、塩害、鳥糞、薬品、鉄粉、煤煙、降灰等の外部要因による不具合  
② 地震、台風、水害等の天災ならびに、火災、事故に起因する不具合
- (4) 取扱書等に従った正しい使用、お手入れ、および管理等がなされていないことに起因する次のような不具合  
① トヨタが指定する日常点検の未実施に起因する不具合  
② 通常の注意で発見・処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合  
③ 保守もしくは整備上の不備または間違いに起因する不具合  
④ トヨタオプションまたはトヨタの指定する部品、材料以外の使用による不具合  
⑤ トヨタの出荷後に、トヨタ以外の者が装着した部品の不具合、およびそれに起因するボートの不具合  
⑥ 適切なトヨタ純正の消耗部品・定期交換部品あるいはトヨタが指定する油脂類（オイル、不凍液等）以外の使用に起因する不具合  
⑦ 取扱書等に示す取扱い方法と異なる使用、不適切な保管、仕様の限度を超える過酷な使用（レース等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等）に起因する不具合  
⑧ 「アルミハルの取り扱い」に示す取り扱い方法と異なる使用、保管に起因する不具合  
⑨ トヨタの出荷後に、トヨタ以外の者による改造等に起因する不具合
- (5) 保証修理以外にトヨタが費用を負担しない項目  
① 消耗部品および油脂類の交換・補充費用  
② トヨタが指定する定期交換整備および定期交換部品の費用  
③ ボートを使用できなかったことによる不便さおよび損失等の費用  
（電話代、レンタルポート代、宿泊費、交通費、休業補償、積荷補償、営業損失補償等）  
④ トヨタマリン営業所以外での修理費用

## 6. 保証の発効

- (1) この保証は、トヨタマリン営業所が、保証書にお客様の氏名、お客様の住所、ボートの識別番号、お客様引渡日等の必要事項を記入のうえ、捺印することにより有効となります。

## 7. 保証の失効

- (1) この保証は、前記3に示す保証期間が満了した時に効力を失うものとします。  
また、保証期間内であっても、ボートの譲渡等により、表記のお客様が表記のボートの使用者でなくなった時または、表記のボートが日本国外へ持ち出された時にも、効力を失うものとします。